

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、マンションの管理員として就労していた。
- 2 請求人によれば、平成〇年〇月〇日、担当するマンション「B」に自転車を使用して出勤する途上、前方から走行してきた男子生徒の運転する自転車との衝突を回避するため、急いで自転車を降りた瞬間に激痛を感じ、歩こうと思っても、左足が思うように動かなかったという。

請求人は、同日、C病院を受診し、「左膝関節内挫傷等」と診断され、その後、複数の医療機関で療養した結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）となった。

- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして、障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人がこれを不服として本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対して審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人に残存する障害として検討すべきものは、請求人の自訴及び医学的見解等からみて、①左膝関節の機能障害、②左下肢の醜状障害、③左下肢の神経障害であるので、以下検討する。

(1) 左膝関節の機能障害について

D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書（以下「局医意見書」という。）において、請求人の左膝関節の可動域角度（他動値）が105度、健側の可動域角度（他動値）が140度との測定結果を記載しており、左膝関節の可動域は健側の可動域角度の3/4以下に制限されていると認められることから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、「1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの」（障害等級第12級の7）に該当すると判断する。

(2) 左下肢の醜状障害について

請求人の左膝周辺及び左下腿部に複数の線状手術痕が確認されているが、労働基準監督署担当官が撮影した写真から、その大きさは手のひらの大きさを超えるものとは認められないことから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、障害等級に該当する程度の障害は残存していないものと判断する。

(3) 左下肢の神経障害について

D医師は、局医意見書において、請求人の自訴及びE医師の診断書を踏まえ、「局部にがん固な神経症状を残すもの」に相当する旨意見していることから、

当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、「局部にがん固な神経症状を残すもの」(障害等級第12級の12)に該当するものと判断する。

- (4) 以上のとおり、請求人の残存障害は、機能障害として「1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの」(障害等級第12級の7)、神経障害として「局部にがん固な神経症状を残すもの」(障害等級第12級の12)が認められる。後者の神経症状は前者の機能障害に通常派生する関係にあると認められるところ、認定基準では、1の身体障害に他の身体障害が通常派生する関係にある場合には、いずれかの上位の等級をもって、当該障害の等級とするとされていることから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、障害等級第12級の7に該当するものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。